

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示
 ○ 土壤汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件 五三三
 ○ 県営土地改良事業計画を変更した件 五三三
 ○ 土地改良法により換地計画を定めた件二件 五三三
 ○ 保安林の指定をする予定である件 五三三
 ○ 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 五三三
 ○ 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 五三三
 ○ 随意契約の相手方を決定した件二件 五三三
 ○ 福島県教育委員会教育長 五三三
 ○ 落札者を決定した件 五三三
 ○ 福島県公安委員会 五三三
 ○ 道路交通法により運転免許取得者等教育の認定をした件 五三三
 ○ 道路交通法により運転免許取得者等検査の認定をした件 五三三
 ○ 福島海区漁業調整委員会 五三三
 ○ 漁業法により指示する件 五三三

告示

- 告示第八百号
 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。
 令和四年十二月二十日
 指定する区域
 福島県知事 内堀雅雄

田村郡三春町字天王前三番の一部で次の図に示す区域

二 指定する区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壤含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壤汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

1 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
 六価クロム化合物、シアン化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県中地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）
 （水・大気環境課）

福島県告示第八百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、片草地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 令和四年十二月二十日
 福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類
 土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間
 令和四年十二月二十一日から
 令和五年一月十日まで
 （二十一日間）

三 縦覧の場所
 南相馬市役所
 （農村計画課）

福島県告示第八百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、駒形第三地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 令和四年十二月二十日
 福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類
 換地計画書の写し

二 縦覧の期間

公 告

- 二 都市計画事業の種類及び名称
 いわき都市計画道路事業 三・五・百三十一号 搔樋小路幕ノ内線
 三 事業認可の年月日 平成二十九年二月二十四日
 四 事業施行期間
 (変更前) 平成二十九年二月二十四日から平成三十五年三月三十一日まで
 (変更後) 平成二十九年二月二十四日から令和八年三月三十一日まで
 五 事業地 収用の部分 変更なし
 使用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

公告第289号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和4年12月20日

福島県県中流域下水道建設事務所長 福 地 敏 弘

- 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター） 7,100 t
- 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 随意契約の相手方を決定した日
令和4年10月17日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本環境株式会社 東京都港区芝三丁目15番15号櫻井ビル8階
- 随意契約に係る契約金額
5,280円（1 t当たり）
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第290号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特

例政令」という。)第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第225条第1項の規定により公告する。

令和4年12月20日

福島県県中流域下水道建設事務所長 福地 敏 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務(県中浄化センター) 10,950 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年10月17日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本環境株式会社 東京都港区芝三丁目15番15号櫻井ビル8階
- 5 随意契約に係る契約金額
16,500円(1 t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

福島県教育委員会教育長

公告第9号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立会津学鳳高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年12月20日

福島県教育委員会教育長 大 沼 博 文

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県立会津学鳳高等学校情報教育コンピュータシステム 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県立会津学鳳高等学校 福島県会津若松市一箕町大字八幡字八幡1番地の1
- 3 落札者を決定した日
令和4年11月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額
43,369,920円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年10月14日

（財務課施設財産室）

福島県公安委員会告示第80号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者等教育の認定をした。

令和4年12月20日

福島県公安委員会委員長 森岡幸江

- 1 運転免許取得者等教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等教育の業務を行う施設の名称及び所在地
名称 会津総合開発株式会社
住所 福島県喜多方市字西四ツ谷189番地
代表者の氏名 荒川 輪吉
施設の名称 会津平和自動車学校
施設の所在地 福島県河沼郡会津坂下町大字福原字長泥8番地
- 2 認定をした運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）
- 3 認定年月日
令和4年12月7日

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第81号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、運転免許取得者等検査の認定をした。

令和4年12月20日

福島県公安委員会委員長 森岡幸江

- 1 運転免許取得者等検査の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等検査の業務を行う施設の名称及び所在地
名称 会津総合開発株式会社
住所 福島県喜多方市字西四ツ谷189番地
代表者の氏名 荒川 輪吉
施設の名称 会津平和自動車学校
施設の所在地 福島県河沼郡会津坂下町大字福原字長泥8番地
- 2 認定をした運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称
 - (1) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）
 - (2) 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）
- 3 認定年月日
令和4年12月7日

（運転免許課）

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、ひらめの保護増殖を図るため、ひらめの採捕等について、次のとおり指示する。

令和四年十二月二十日

福島海区漁業調整委員会

会長 今 野 智 光

一 指示の内容

1 福島県海面において、全長三十センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、1の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。

二 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年一月一日から同年十二月三十一日までとする。